コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

SBS Holdings,Inc
最終更新日：2015年4月9日
SBSホールディングス株式会社
代表取締役社長　鎌田　正彦
問合せ先：IR・広報部　南　輝子
証券コード：2384
http://www.sbs-group.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性及び経営の効率性の確保、並びに企業倫理に基づく事業活動及びコンプライアンス経営の実践をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
鎌田　正彦	17,888,400	45.05
SBSホールディングス従業員持株会	1,710,700	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,598,200	4.02
特定有価証券信託受託者　株式会社SMBC信託銀行	1,200,000	3.02
大内　純一	928,200	2.33
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDON SECS LENDING OMUNIBUS ACCOUNT	750,000	1.88
東武プロパティーズ株式会社	826,800	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	750,000	1.88
株式会社スリーイーコーポレーション	468,000	1.17
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	452,500	1.13

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明 更新

（注）
1. 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、従業員持株会信託における再信託先であり、従業員持株会信託口が保有する当社株式481,600株を含んでおります。
　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　1,598,200株
　資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）　452,500株

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から、平成26年9月2日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年8月29日現在で1,601,300株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。
　大量保有者　スパークス・アセット・マネジメント株式会社
　住所　東京都品川区東品川二丁目2番4号
　保有株券等の数　株式 1,601,300株
　株券等保有割合　4.04%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　12 月

業種　陸運業

直前事業年度末における（連結）従業員数　1000人以上

直前事業年度における（連結）売上高　1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩崎　二郎	他の会社の出身者					△						
関本　哲也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎　二郎		株式会社東京総合研究所　代表取締役 GCAサヴィアングループ株式会社　社外監査役	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、更なる意思決定プロセスの透明性と効率性の向上を図るために、取締役として経営に参画していただくことが適任と判断したため。
関本　哲也	○	デルソーレ・コンサルティング株式会社 代表取締役 ミツミ電機株式会社　社外取締役 株式会社プレミアムバリューバンク　社外監査役	弁護士としての専門的知識、豊富な経験を有することに加え、他社の社外役員等を務めることで企業経営に関しても相当程度の見識を有しているため。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく適任と判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

社外監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、監査役会、監査部及び会計監査人から適宜監査結果報告を受けることによりこれらの機関と連携を図ることとしております。
さらに社外監査役は、常勤監査役、監査部及び会計監査人、ならびに当社グループ会社の内部統制部門と連携して監査計画を策定・実施し、監査結果報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
正松本　重孝	他の会社の出身者							△						
竹田　正人	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
正松本　重孝	○	港総合会計事務所　所長 当社子会社であるSBSロジコム株式会社、SBSフレック株式会社ならびにSBSゼンツウ株式会社の監査役を兼任しています。	公認会計士としての専門的な知見を有しており、実効性のある監査体制の確保に適任であると判断したため。同氏は過去（25年前）に、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行(当時は株式会社三和銀行)において、業務執行者(従業員)として勤務していたが、同行からの借入額は平成26年12月末現在で金融機関からの総借入額の約26.1%であり、当社グループは同行に限らず、複数の金融機関と取引があるほか、同行は当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当せず、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。また、既に退行後20年以上が経過し、出身銀行の意向に影響される立場ではないことから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
竹田　正人	○	株式会社ジャステック　常勤監査役	長年財務、経理業務の要職に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有しておられることから、監査体制の充実に適任であると判断したため。また、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員（社外取締役1名、社外監査役2名）に関する情報は、招集通知（会社役員の状況、取締役選任議案、監査役選任議案）および有価証券報告書（コーポレート・ガバナンスの状況等）ならびに本報告書（独立役員関係）にて記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることに加え、企業価値の向上を目指した経営を推進することを目的に、当社および当社子会社の取締役に対してストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 更新

新株予約権は、発行決議当時の当社取締役3名ならびに当社子会社取締役19名を対象として、1,710個発行いたしました。行使期間は、平成25年5月28日から平成28年5月27日までとします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、有価証券報告書および事業報告において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は平成11年12月22日開催の株主総会において年額144,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役の職務を補助する監査役スタッフを1名選任しております。また、従来通り、必要に応じて内部監査組織である監査部もその補助を行うことで業務の円滑化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の現状のコーポレート・ガバンンス体制の概要は次のとおりであります。

＜取締役の業務執行＞
・月１回以上の取締役会を以下の内容にて開催
1. .業務報告等各種報告事項の報告と質疑応答
2. 経営課題ならびに新規事業方針および稟議申請事項等決議事項の審議・質疑応答・決議
・審議、決議される稟議申請事項には、職務権限規程の定めに従いグループ会社から提出された案件も含まれております。
・個別取締役の報酬ならびに担当職務等については、株主総会終了後の取締役会にて決議しております。
・取締役は、主たるグループ会社と月次で当該グループ会社の経営課題を議論する場を設け、グループ・ガバナンスの向上に努めております。
・当社は、執行役員制を敷いており、経営の監督と業務執行の役割分担を明確にすることにより、経営の透明性と公正性の維持・強化に努めております。

＜監査役の監査・監督＞
・監査役会は取締役会とは独立して、監査役、監査部が出席し、毎月1回以上開催されます。
・監査役会において、主に監査役ならびに監査部から監査状況と指摘事項等が報告され、その適法性等が検証されます。
・監査役個々の報酬は、監査役会規程の定めに従い、この監査役会にて協議されます。
・監査役は必要に応じてグループ会社の取締役会にもオブザーバーとして参加し、情報収集に努めるとともに内部牽制機能を向上させております。
・監査の状況としては、監査部が主にコンプライアンスとCSRに関する事項について監査し、監査役がグループ会社を含めた取締役の業務執行に関する監査を実施しております。
・会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立・公正な立場から会計監査を受けております。その結果は、監査役会に報告され、監査報告書が作成されます。
現在、当社の会計監査業務を執行している公認会計士は次の２名であります。
（指定有限責任社員　業務執行社員）千葉　達也氏（継続関与会計期間3会計期間）
（指定有限責任社員　業務執行社員）上林　礼子氏（継続関与会計期間１会計期間）
なお、2014年12月期の監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他25名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載の通り、当社取締役は取締役会において、経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、ならびに業務執行の監督を行い、取締役会が決定した基本方針に従い執行役員が業務執行の任にあたっております。また、社外監査役2名を選任して経営への牽制機能を備え、経営の透明性と公正性の確保に有効に機能していると判断したためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限に対して余裕を持って発送することを方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の開催を避けて開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の方々に議決権行使をしていただけるように、パソコンや携帯電話からインターネット経由で議決権行使ができる方式も選択可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使は、書面による行使のほか、パソコンや携帯電話からインターネット経由で行使できる方法も選択可能といたしております。
その他	招集通知は書面（注記表は当社ホームページにより提供）にて提供しております。また、当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページにおいても招集通知が閲覧できるようにいたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期および期末決算発表後に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にIR情報ページを設け、IRカレンダー、決算短信などのダウンロード資料、IRリリースの掲載など内容の充実に取り組んでおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社、IR・広報部がその任にあたっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	中期環境計画（環境アクションプラン2017）を策定し、グループ全体のCO2排出量とエネルギー消費量の評価を行っております。なお、当該環境計画を含むCSRの取り組みに関しましては、毎年発行の「CSR　REPORT」および当社ホームページにおいて推進体制・計画・活動実績等の情報を開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TDnetならびに当社ホームページにて、任意開示事項であっても、積極的に情報の開示をいたしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および当社グループの内部統制システムに関する基本的な考え方は次のとおりであり、これに沿って体制の整備を進めております。

1. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)SBSホールディングスの役割
当社は、「SBSグループの内部統制の基本方針」および「SBSグループ行動憲章」に定める経営理念あるいは行動基準をグループ全体で共有し、これらの実効性確保のためにコンプライアンス体制およびリスク管理体制の構築・運用ならびに定款・規程の遵守をもって、グループにおける業務の適正化を図っている。また、グループ各社に対しては、グループ中期経営計画による経営管理や事前協議制度に基づく業務管理等、さらに当社内部監査部門による業務監査を実施し責任と権限の明確化を図っている。
(2)子会社および関連会社の役割
子会社および関連会社は、グループ経営方針および事業計画を適切に実行すること、および行動基準に示された事項を遵守することで業務の適正化を図る。また、業務の進捗状況については、重要な管理情報として定期的に親会社に報告する体制に準拠し報告する。

2. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会は、「SBSグループコンプライアンス規程」に基づき、取締役および従業員に対する法令・定款および規程等の遵守を徹底する。また、SBSグループコンプライアンス会議の活動を通して、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
(2)財務報告の信頼性を確保するために、当社の「財務報告の基本方針」に定める原則や行動指針を適切に実行し、財務報告に係る内部統制を適正かつ効率的な体制とする。
(3)取締役会は、「SBSグループ行動憲章」の実効性を確保するため、「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を整備し、取締役および従業員の行動や意思決定が、法令および定款に違反することなく、ひいては企業価値の永続的な向上に資するよう努めるものとする。
(4)内部監査を担当する部署は、監査役と共同して、取締役、従業員、ならびに子会社・関連会社の業務監査にあたるものとする。業務監査において、重大な法令・定款違反、その他の不当な事実を発見した場合には、当社の代表取締役および当該会社の代表取締役に対し適切な対策の必要性を報告する。なお、緊急の事案に対しては、SBSグループコンプライアンス会議へ事実関係の調査勧告や監査役会に緊急の取締役会の招集等を提案する等、適切な対応を講ずるものとする。
(5)監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務の執行を監査する。
(6)法令・定款およびコンプライアンス違反に関して当社グループの従業員等がその事実を知ったときは、内部通報制度に定める通報先へ通報する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」をはじめとする社内諸規程に基づく意思決定のルールにより、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとる。
(2)事業計画は、毎期当初に子会社および関連会社各社と協議の上で策定し、その目的達成度を確認・評価するとともに、共同して阻害要因を排除するシステムを構築する。また、月次においては、定例の取締役会で予実報告を行い、その計画の進捗状況を併せて評価し緊急の対応や環境の変化に即座に対応できる体制を敷く。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係わる文書（電子的記録を含む）は、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」および「SBSグループ情報セキュリティポリシー」に基づき保管され、これらの文書に対し、取締役および監査役、その他従業員から業務上必要な閲覧・謄写の申請があったときには、閲覧・謄写できるものとする。なお、当該文書が他の場所に保管されていて、閲覧・謄写できないときには、可及的速やかに対処するものとする。
(2)保存年限は、「文書管理規程」において定められているが、少なくとも法令により定められた保存年限がある文書については、それ以上の保存期限を定め、取締役等の職務の執行に遺漏のないようにする。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループは「SBSグループリスク管理規程」に基づき、各社で部門ごとに対応すべきリスクを洗い出しその対応策を実施し、リスクによる損害や損失の予防と最小化を図る。また、「SBSグループリスク管理会議」は、当社およびグループ各社のリスク対策の進捗状況の確認やその対応策の実施結果に対する評価・承認を行う。
(2)当社は、自動車管理に関する専用部署を設置しグループの自動車事故等の防止にあたるほか、国土交通省の「運輸安全マネジメント制度」に基づく安全管理体制のもとで事故防止を推進する。また、物流業務の改善を通して安全性の向上に取り組む。
(3)大地震等に対する危機管理対策は、「有事・緊急時リスク対応マニュアル」に基づき、「対策本部」の設置と各対策チームによる事業復旧への対応および事業継続に向けた活動を実施する。
(4)子会社・関連会社の重要な意思決定は、「関係会社管理規程」に基づき当社の所管部署と協議のうえ所定の承認を受ける。また、当社は子会社・関連会社に対し内部監査を実施し、グループ経営方針および諸規程に準拠した企業活動や組織運営が効率的に行われているかの検証、評価および助言を行う。

6. 監査役の業務を円滑化する体制
(1)監査役の職務を補助するため監査役スタッフを選任する。また必要に応じて監査部門もその補助を行うことで業務の円滑化を図る。なお、監査役スタッフの人事評価、人事異動などに関しては、監査役の意見を尊重し決定する。
(2)代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換する。

7. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制
(1)取締役および従業員は、法令に違反する事実、または会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
(2)取締役および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
(3)監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席することができるほか、各種の会議議事録、その他の文書を閲覧することができる。
(4)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「SBSグループ企業倫理規程」および「SBSグループ反社会的勢力対策規程」ならびに「SBSグループ行動憲章」を遵守することにより、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（1）コーポレート・ガバナンス体制について
コーポレート・ガバナンス体制図をご参照ください。

（2）適時開示体制の概要ついて

a. 適時開示体制の整備に向けた取組み
投資者が当社への投資判断を的確に行えるよう、必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速かつ的確にディスクローズできる体制を構築しております。情報の開示はIR・広報部がその任にあたり、各種グループ内情報を収集できるよう、グループ各社と情報交換の場を定期的に設けております。適時開示に関する教育は、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対し、コンプライアンスに関する研修で適時開示の重要性を認識させるとともに、各種会議において情報管理担当役員より、開示対象となる事項を都度説明し周知させることで徹底を図っております。
また、投資者や株主などステークホルダーの方々が当社グループに関する情報を公平かつ容易に取得できるよう、ホームページに適時開示情報のほか、株主通信や決算説明会資料なども掲載し、IR情報の充実を図っております。

b. 適時開示担当組織の状況
担当部署名　IR・広報部
担当人員数　3名
情報管理担当役員　常務取締役　入山賢一

c. 適時開示手続き
(a)決定事実に関する情報
IR・広報部は経営企画部、経営管理部、総務部と連携し、取締役会など重要な会議での決定事項が適時開示の対象となるかを検討します。対象となる事項があれば速やかに開示文書を作成し、情報管理担当役員の承認を得て開示します。
(b)発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合、その情報は情報管理担当役員に伝えられます。情報管理担当役員は内容を精査し、適時開示基準に該当する場合又は該当しない場合でも開示すべきと判断した場合、IR・広報部に開示文書の作成指示を行います。指示を受けたIR・広報部では、発生事実の詳細を確認して適時開示文書を作成し、情報管理担当役員の承認を得て開示します。
(c)決算に関する情報
IR・広報部は財務部と共同して、決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、決算日後45日以内に速やかに発表しております。
(d)企業集団に係る適時開示
当社子会社の重要案件については、職務権限規程により当社にて事前協議を行っております。事前協議内容について報告を受けた情報管理担当役員は事案の内容を精査し、必要に応じてIR・広報部に開示文書の作成指示を行います。IR・広報部では速やかに開示文書を作成し適時開示の準備を整えます。
(e)適時開示手続きに関する事務フローは、適時開示手続きに関する事務フロー図をご参照ください。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

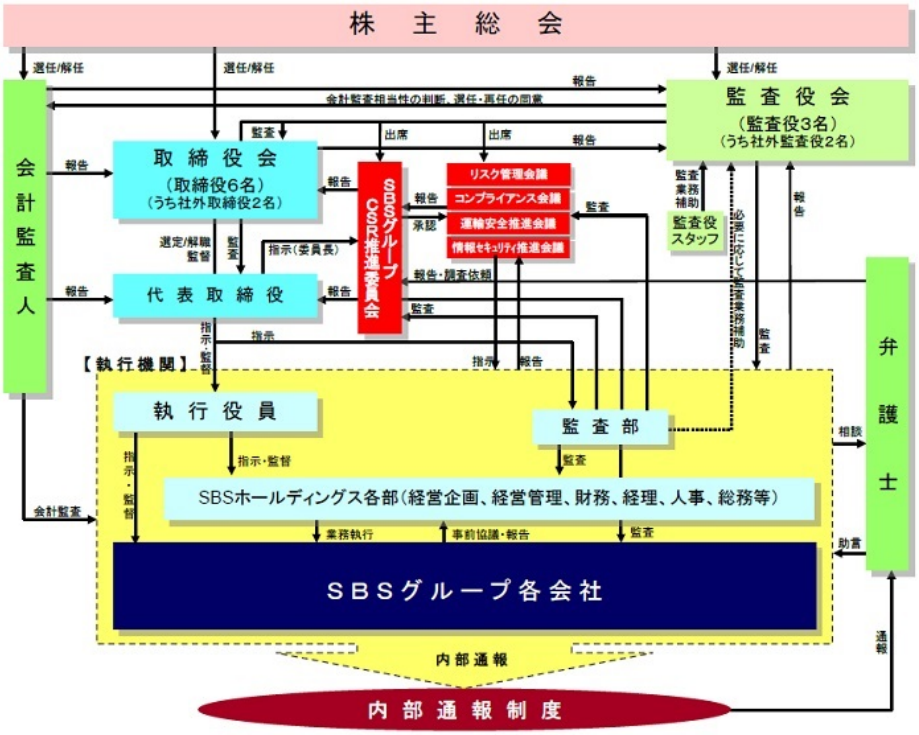

【適時開示手続きに関する事務フロー図】

